

## 審議会等の会議結果報告

|             |                                                                                                                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 会議名      | 平成29年度 第4回松阪市景観計画改正検討委員会                                                                                                                                                                       |
| 2. 開催日時     | 平成29年11月13日（月）<br>午前9時30分から午前11時11分                                                                                                                                                            |
| 3. 開催場所     | 松阪市殿町1340番地1<br>松阪市役所 5階特別会議室                                                                                                                                                                  |
| 4. 出席者氏名    | <p>（松阪市景観計画改正検討委員）<br/>浅野 聡（委員長）、中村 貴雄、宮本 公夫、<br/>松田 ますみ、門 暉代司（委員長代理）</p> <p>（事務局）<br/>建設部次長：長野 功<br/>都市計画課長<br/>兼松阪市空家等対策担当：長谷川 浩司<br/>景観担当主幹兼景観係長事務取扱：山本 誠<br/>景観係主任：新田 浩隆<br/>景観係：亀谷 佳伸</p> |
| 5. 開催および非公開 | 公開                                                                                                                                                                                             |
| 6. 傍聴者数     | 4名                                                                                                                                                                                             |
| 7. 担当       | <p>松阪市建設部都市計画課景観係<br/>電話 0598-53-4166<br/>FAX 0598-26-9118<br/>e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a></p>                                     |

## 平成29年度 第4回松阪市景観計画改正検討委員会議事内容

### 1. あいさつ

### 2. 議事

(1) 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインについて【継続】

(2) 松阪市景観計画見直し(中間案)について【継続】

### 3. その他

事務局

- ・傍聴者入場の説明
- ・あいさつ
- ・委員出席人数の確認
- ・配布資料の確認

事務局

それでは、委員長、議事進行をお願いします。

委員長

それではお忙しい中、第4回の景観計画改正検討委員会に出席いただきましてありがとうございます。それでは資料に沿って審議を進めていきますので、ご意見などありましたら、適宜よろしくをお願いします。前回と同様に、今日の委員会で意見が出せないことがありましたら、後日事務局にメールでご意見をいただければ、次回の検討委員会で検討したいと思いますので、よろしくお願いします。それでは前回の委員会以降に何かご意見などはありましたか。

事務局

委員の皆さんから意見はありませんでしたが、10月25日に関係各課で集まって、庁内推進会議を開催し、その中でいくつか意見をいただきましたので、後ほど説明させていただきます。

委員長

わかりました。後ほど説明ということでよろしくをお願いします。それでは事項書をご覧くださいいただきまして、2つの議事に触れさせていただきます。(1)太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインについて【継続】、(2)松阪市景観計画見直し(中間案)について【継続】ということで進めていきたいと思います。

それでは事務局に説明をお願いしようと思いますが、(1)(2)につきましては、前回の委員会で、太陽光発電施設と風力発電施設に関する部分は、概ね問題ないが、微修正をするということでもとめさせていただきました。議事の(2)ではそれ以外の景観計画の見直しについて資料説明をお願いしたいと思います。その後に委員の皆さんから意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。それでは説明をよろしくお願いします。

事務局

- ・資料1(第3回の検討課題と対応方針)の説明
- ・資料2(太陽光景観形成ガイドライン(案))の修正部分説明
- ・資料3-1(景観計画見直し(中間案))の説明(前回通り)
- ・資料4(法制度等の現状と課題)の修正部分説明
- ・資料5(環境課との連携)の説明

委員長

どうもありがとうございました。ただ今の範囲内のところで、ご質問やご意見があればお願いします。

事務局

資料2で、イラストを入れさせていただきましたが、いかがでしょうか。

委員 前回も申し上げましたが、庄から御麻生菌あたりの小規模な太陽光パネルが設置されているところで気になるのが、防草シートの色彩が様々で、特にブルー系が増えてきたんですが、たとえば資料2のガイドライン6ページ(2)③に「フェンス等」のあたりに、防草シートに対する色彩の配慮という部分を追加できないものかと思います。もう1点、4ページ⑤の配慮した例というのは、他の例とは少し違うように思いますので、違う表現ができないかと思います。

事務局 「配慮した例」という表現がそぐわないということで、「設置を回避した例」という表現はいかがでしょうか。

委員長 そうすると4ページ④も同様に、下が「配慮した例」で、上が「設置を避けた例」とした方がいいですね。

委員 本文にもあるように、「回避」より「避けた」という表現の方がわかりやすいと思います。

委員長 では、その方向で修正いただくということでお願いします。他の部分でいかがでしょうか。

では、私から確認の意見ですが、資料5のところで、県と直接やりとりしなくても市の環境課と連携できていれば、フロー図の内容で対応ができるということですので、是非この仕組みでしばらく運用していただいて、定期的に連携の運用形態報告を景観審議会にいただければと思います。

また、環境影響評価委員会や環境保全審議会と一緒に環境課の方で審議していただけたと思いますが、景観の方でも携帯基地局のガイドラインを太陽光にそのまま流用することができなかったように、環境課の方も環境アセスだけでは対応できないこともあると思いますので、どうやってチェックするのかという体制を早く整えていただきたいと思います。他市の景観審議会でも、そもそもそこに太陽光発電が設置されているのかという根本の問題を指摘される市民の方の意見が多いものですから、環境課にはこのフローに従って太陽光発電の可否をチェックする体制を整えてくださいというところを、強く依頼したいと思います。

今後そういった仕組みができれば景観審議会の方にも情報提供していただき、今回都市計画課でガイドラインが成立したら、環境課の方に情報提供していただいて、うまく連携をしていただけたらと思います。まだ太陽光発電の届出があると伺いましたので、早めにされた方がいいかなと思います。

補足のコメントですが、資料1の2ページ9のところで、前回殿町の歴史的な建造物を残すために景観重要建造物の指定を進めていこうというご意見がありましたが、その後の動向として、景観重要建造物に指定されると、相続税の減免が国の登録文化財と同等ということで正式決定されたようです。今までは適正評価をするという表現でしたので、景観重要建造物に指定されても、何%減免されるかは

不明確だったんですが、30%減免ということが正式に決定したとのこと。そういった話も活用していただいて、所有者の方の賛同が得られるようにしていただけたらと思います。

それから11番目のところで、これも前回議論した通り、準防火指定と建築基準法の適用除外をこの検討委員会で来年度以降検討していきたいと思いますが、先々週松阪市の建築開発課参事と一緒に全国建築審査会長会議に出席しました。その会議でも建築審査会が建築審査会の役割として歴史的な建造物を保存活用するために建築基準法の適用除外を検討した方がいいというレクチャーがありました。先進事例がたくさんできているので、その時の配布資料を次回以降の会議で事務局から説明していただけたらと思います。

全国的に建築基準法をそのまま適用するとどうしても保存活用が難しいので、特別のルールを作って、安全面なども確保しながら歴史的な建造物を活用しようという動きが具体化をしてきました。文化庁の調査官も、文化庁からの指導だけだと、どうしても隅々まで行き渡らないので、国土交通省所管の建築審査会が全国で一斉にそういった動きをしていただけると、大変ありがたいという風に言っていました。文化庁から全国の建築審査会長に建築基準法の適用除外について検討してくださいという依頼もあり、松阪市もちょうど景観計画の見直しを検討していますので、そのときの資料を参考にしながら、検討していただけたらという風に思いますので、よろしくお願いします。今の意見はガイドラインの修正ではないので、補足の意見ということでよろしくお願いします。では他にはいかがでしょうか。

委員            資料5の環境課と都市計画課の連携図で、当然計画地の文化財有無の確認が必要になってきますので、文化課との連携や、埋蔵文化財、貴重な動植物の生態、史跡、名勝地等の確認をどこかに位置づけをしていただくといいかなと思います。

事務局            現状、文化財関係に関しては同様のフロー図を環境課は作成していないかと思いますが、環境課でも関係各課とは常に連携をしているという状況です。事業者から環境課に提出される事業概要書は、どこで何が起こってくるかがわかる資料なので、環境課から関係各課に供覧することで、各課と連携を図っていくとの回答を得ています。我々の方が連携図の中に入れていくというのは難しいかもしれませんが、環境課としては文化課に対しても都市計画課と同様に、しっかり資料提供していくという意見をいただいています。

委員長            それでは文化課との連携もどうぞよろしくお願いします。前回色々ご意見いただいて、この修正を委員の皆さんにご確認いただきましたので、今日の案を原案として景観審議会に諮っていききたいと思いますが、よろしいですか。

事務局            イラストの部分などの微修正が発生しましたので、その点については、修正後委員長に諮らせていただいたのち、成案として進めるということでよろしいでしょう

か。

委員長 先ほどのガイドラインの微修正のところは、確認させていただきますので、確認の上で景観審議会の方に原案として出していただくということでよろしく願います。では、続きまして資料３の２と３の３が残っていますので、よろしくお願いします。

事務局 ・資料３－２（地区独自の基準 補足資料）の説明  
・資料３－３（松阪市景観計画届出実績）の説明

委員長 それでは、資料３－２、３－３のところで、委員の方からご意見ご質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 松阪市において先生が眺望保全地区を想定された場所はありますか。

委員長 志摩市はリアス式の地形で平らなところが少ないので、眺望保全地区が指定されていますが、残念ながら住民の方の同意が得られていないために重点地区がないということが課題です。一方松阪市の場合は、平地のところにいい集落と城下町があるので、まずそこからやりましょうということで、重点地区が少しずつ増えていて、次に中万が増えたら４番目ということなので、すごく大きな成果だと思います。志摩市とは逆方向から進んでいます、将来的には眺望景観保全地区も松阪市で検討していった方がいいと思います。特に棚田のエリアは、エリアを限定できれば重点地区指定、さらに後ろの背景の山なども含めて広範囲にやる場合は、眺望景観保全地区に指定できたらいいなと個人的には思います。

委員 文化財保護審議会や城跡整備検討委員会でもお城の周囲から見たお城の眺望景観を大事にしようということで、木の伐採をしています、文化的遺産として例えば棚田であるとか、森林公園へ向かう松阪の市街地の風景、冬場の海岸線の海苔の粗朶、あの辺を文化的景観として残してはどうかという声が盛んに出てくるものですから、是非眺望保全地区の指定ができたらと思います。

委員長 確かに海苔の風景は、県の文化的景観の候補に挙がっているんですね。そういう話がもし具体化したら、個人的にはお手伝いさせていただきたいので、とても重要だと思います。松阪市でも文化的景観の候補地でいいところがたくさんあります。確かに文化的景観を指定するときには、先に景観計画を策定して区域指定しないといけないのですが、松阪市は全域指定していただいていますので、市域内であればどこでも文化的景観指定できるようにはなっています。

それから委員がおっしゃったように眺望景観は、山側だけではなくて、お城から

見下ろした眺望景観もありえます。一応松阪の城下町に関しては、殿町、魚町、本町は重点地区でおさえてありますので、あとはそれを越えた広い範囲で、必要であれば眺望景観をさらにかぶせるということもあると思います。これは今後の検討課題で、必要に応じてやれたらいいのではないかと思います。

委員        阪内川から山並みが見えるという一つの大事な景観の要素ですが、15 年ほど前にマンションが建設されました。当時は特定行政庁が県でしたので、最終的に県の権限の中で許可がされていったんですが、景観の問題で個人的に反対をした経過があります。結局橋を渡ったところに大きなマンションが建ち、大事な景観を阻害してしまったということで、旧街道の大橋、阪内川の川沿いから見える景観を大事にしていきたいと、将来の課題としても今も話に出ておりますので、いろんな問題も含めまして、検討していただきたいなと思います。

委員長        特定行政庁が県の時にはそういう問題もあったんですね。

委員        小学校中学校のとき山室山の方に遠足に行きましたが、今はそういうところに行かないです。あそこに行きますと伊勢から津までずっと展望できたんですが、今は全く見えません。そういった意味で眺望保全地区というのは大事なかなと思います。

委員        追加ですが、意識の問題ということで参考例として考えていただきたい。平成の初めに森林公園の施設が色々できてきたんですが、大きな食堂の上がガラス張りの高い二重屋根になっておりまして、初めは設計には入っていなかったんですが、私が担当しておりましたので、電気を設置しました。夜になってこちらの大橋の方に来ると、灯りが見えるというようにしましたが、それらはすべて景観の関係する問題ですので、参考にしていただきたいなと思います。

委員        資料 3－3 の 4 ページに形態・意匠の基準、「屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10 分の 2 ～ 10 分の 5 勾配のある屋根を原則すること」とありますが、地域によっては、建物が連坦するような集落だと 10 分の 2 の緩い勾配では、逆に地域の景観を崩してしまうところもあると思います。地域によっては地域の特性を考慮することも大事かなと思います。

事務局        地域特性というのは非常に大事なかなと思います。景観形成基準の丘陵地区で定めている勾配というのは届出規模が大きいものを想定しているので、その中で景観への配慮ということで定めています。

委員長        農家型の建築だと屋根勾配がどれくらいが多いですか。

委員        10 分の 5 くらいが多いですね。

委員長 丘陵地地区に限らず歴史的な集落がある地区は、それに合わせ、背景が山の時には、10分の2～10分の5の中から適切な対応をしてくださいと謳っていますので、記載するとしたら、松阪の町家建築、農家型の標準的な屋根勾配の参考値を示すやり方が考えられます。ゾーニングごとに標準的な値を参考にして、後は多少歴史的な町並みでも屋根勾配が少し違う場合もありますから、そこから先はその地区の基準に合うように決めてくださいというのが、書かれているといいのかもしれませんが。今の委員のご意見は、10分の2だと緩くなって困ってしまう場合もあるということですよね。

事務局 以前から屋根勾配は10分の2～10分の5で運用をしてきており、勾配の角度を変えるということになると色々な調査が必要となってきますので、資料3-1の4ページのとおり以前からの基準に、「ただし、建築物の一边が長く、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りではない。」と追加するものです。具体的には資料3-3の8ページのイラストのような事例に対応するためのものです。今回あげさせていただいているのは、大きな物件、10mを超えるものということで、たとえ少しの勾配でも周囲に与える影響が大きなものに対応するためのものです。

委員長 今の委員の意見は景観計画の条文の読み合わせではなく、事務局の裁量の範囲内で書ける解説のガイドラインに、イラストを加えたらどうだろうかというご意見ですね。事務局が言われたとおり、このガイドラインは届出対象行為なので、10mを超える住宅などが出てきた場合で、周辺に農村集落があった場合に10分の5くらいにできればという意味合いだと思いますが、そもそも農家型の住宅だと高さ10mを超えるのはそんなに出てこないかもしれないですね。

委員 スカイラインだけでなく、周辺の町並みへの配慮もという趣旨での発言でした。

委員長 このガイドラインは規模の大きいものが対象ですので、ガイドラインには直接書きませんが、そういった指導を日頃からしていただくというということで、よろしく願いできればと思います。

事務局 景観形成基準の形態意匠の中に「周辺景観との調和に配慮」という基準があります。委員のおっしゃった地域の特性というところをガイドラインに今後追加できれば、それを踏まえて、景観形成基準の「調和に配慮」というところで、できる限り指導していきたいと思います。

委員長 農村部でも重点地区を同意してもらえると一番いいですね。この丘陵地という

のは広く一般論ですので、中々個別具体的なケースは、届出が上がってこないと対応ができないので、基準的な考え方を示す文章になっています。そういった地区が出てくればそこには書くことができると思います。

委員 先日景観絵画コンクールの審査をしまして、先ほどの眺望保全地区については、お城から見下ろす風景だとか、棚田だとか、鈴の森公園など毎年必ず子供たちが描いてくる中にあるものです。景観計画と景観絵画コンクールとは中々結びつかないようですが、毎回審査の度に気づかされることも多々あって、先ほどの展望という話であれば、地域の方は案外緑豊かな山並みとか、当たり前すぎて気づいていないことが多いです。8ページのところに「明確に存在しない」とありましたけれども、例えば大きな湖とか圧倒的なお城だとかそういう物だけでなく、十分にいろんな場所に存在していますので、地域の特性という点からも市民の方にもわかっているのは、この風景の中にこういったものがあるという事例というか現状をお示しするという意味でも、眺望保全区域を検討していただきたいと思います。

委員長 遠景とかいい眺望景観を描く作品も毎年必ずたくさん応募があって入選していますし、小中学生も眺望景観でいいものはいいと高く評価して苦労して絵を描いてくれていますので、将来的に眺望景観区域の検討も今後の課題として入れていただけたらと思います。それから8ページ目のところで、委員がおっしゃられたように1行目は表現を変えた方がいいですね。将来的には出てくる可能性がありますので、現状では重点地区等は存在しないくらいの表現の方がいいんじゃないでしょうか。

事務局 眺望景観区域は位置づけないという意図でしたが、修正させていただきます。

委員長 他によろしいですか。ただ今のところについては、景観計画そのものの文章は変更しませんが、ガイドラインの表現を一部追加していただくということで対応していただけたらと思います。それからまたいくつか今後の検討課題が出ましたので、来年ただちに実現するわけではないですが、検討事項に入れておいていただければと思います。それでは3その他ということをお願いします。

事務局 ・その他（今後のスケジュール）の説明

委員長 今後日程調整がされて、1月末頃に景観審議会が開催されますので、今日の案件を審議会に諮っていくこと、それから景観計画の改正検討委員会としては次回からいよいよ後半に入っていくということで、前半の太陽光発電に関する審議が終了しましたら、それ以外の部分の景観計画の見直しで次回以降検討に入っていくということで進めさせていただければと思います。他に事務局から連絡はありますか。

以上で第4回松阪市景観計画改正検討委員会は、終了とさせていただきます。皆さんどうもありがとうございました。

